

2021年1月22日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ御中  
特定非営利活動法人日本ウイグル協会 会長于田ケリム様

株式会社 日立製作所  
サステナビリティ推進本部

12月22日付貴団体ご質問への回答の件

拝啓 平素は当社の活動にご理解を賜りありがとうございます。

さて、2020年12月22日付の貴団体からのご質問に関し、下記のように回答いたします。

なお、返信用封筒を同封いただきましたが、現在当社は原則在宅勤務であり、回答書を印刷してお送りすることは困難ですので、メールにて回答いたしますこと、ご容赦ください。

記

1. 報道を受けて、当社の製品に関するサプライチェーン全体とウイグル人の強制労働との関係性の有無についてさらなる実態調査を実施したか。(実施した場合、具体的な方法・内容及びその結果について回答)

ASPIの調査報告に記載されている当社の取引先に対し、国際規格であるSA8000に基づく、第三者による監査を行いました。

指摘を受けた企業は新疆ウイグル自治区に製造拠点はございません。そのため自治区外となりますが、監査機関は当社製品向けの部品を生産している工場を訪問し、書類審査、予告なしの現地調査、従業員およびマネジメントへのインタビューといった手法で審査しました。

その結果、強制労働、児童労働、結社の自由、懲戒に関して問題はみつかりませんでした。しかしながら、調達先を監査しますとしばしばみられるような要改善事項はありましたので、当該企業に対しては、これらの点の改善を求めました。当該企業も同意しています。

2. 上記の報道を受けてサプライヤーの選定方法や人権デューデリジェンスの実施方法について、対応した点があるか。

当社は行動規範や人権方針において人権デュー・ディリジェンスを実施していくと定めております。サプライヤー各社に対しましては、当社の方針をご理解いただくよう以前から努めているところでございますが、強制労働をはじめとした人権侵害が発生しないよう、事業部門単位での人権デュー・ディリジェンスやサプライヤーとの対話、契約条件の見直しといった様々な施策を今後も実施してまいります。

3. 当社の製品がウイグル人の強制労働によって(一部であれ)製造されていたことが発覚した場合、その製品を中国において、製造・調達することを、国際法・国内法の遵守、企業倫理、人道的見地から停止する方針か。

ウイグルの方々についてに限らず、強制労働が事実であった場合、まず当該企業には是正を求めます。もし誠実な対応が見られない場合は、内外や国際的な法律及び当社の方針を踏まえ、最終的に当該企業からの調達を停止する可能性は高くなると考えております。

敬具